

2011.03.22

タイ王国法務事情 1 —タイと日本のビジネス状況 (タイ編～Vol.1)

3月初旬にタイの首都バンコクを訪れ、下記の2つの法律事務所を訪ね、旧交を温めるとともに、今後の日本の企業の進出等のサポートの際の協力を依頼して来ました。両事務所ともこの分野に実績があります。

実は1992年から93年の約1年半、筆者はバンコクに在住し、片言ながらタイ語を話します。普段は忘れていたタイ語も現地に行けばだんだんに思い出し、帰ってくる頃には、ガイドくらいは務まるようになっていました。筆者にとって初めての体験は、スカイウォーク（モノレール）でした。土曜日にタクシーに乗って大渋滞に巻き込まれたのを機に、最寄り駅までスカイウォークで行って、タクシー、水上バスを使うことを覚えました。未だに、赤Tシャツ、黄Tシャツに分かれて集会、デモも催されているようですが、さしたる混乱はありません。サイアムシティあたりでは、大阪よりも巨大なショッピングモールが林立し、活況を呈しています。

中国の労働コストの上昇に伴い、中国へ続々生産拠点を移された企業も再度、東南アジアへ生産拠点を移行し、そして中国を消費市場としてとらえる向きを強めているのではないのでしょうか。そんな企業にとって、最もなじみやすいのがタイ王国ではないかと思えます。バンコクには、筆者が在住時の3倍以上の約10万人の邦人在住者がいるとのこと、駐在員の生活には、あまり問題がありません。

さて、前置きが長くなりましたが、今回は、訪れた法律事務所の一つ Deacons 法律事務所の Uchima 弁護士が早速送ってくれた資料を元にタイと日本のビジネス状況をお伝えしましょう。

次回もう少し詳しく述べますが、タイでは、全てのビジネスが外国人に解放されているわけではなく、一定のビジネスは、外国投資法 (Foreign Business Act) で禁止、制限され、違反に対しては罰則が定められています。

まず、①放送、新聞事業や、農業は外国人が行う事は出来ません。また、②国防や文化維持に影響する、天然資源、芸術、環境に関わる分野については、商務省の許可がないと出来ず、さらに③会計業務、法律業務、建築業務、エンジニアリング、ホテル、食料品の販売、さらに商務省の通達等で許されるもの以外のサービス業も外国人との競争力が不十分だとして認められていません。

しかし、投資委員会 (Board of Investment) (BOI) が、投資許可証を発行してくれれば、外国投資法の例外として事業を行うことが認められています。

Uchima 弁護士によれば、BOI は、2010 年だけで、360 以上の日本の企業が関与するプロジェクトに総額 2800 億円あまりの投資許可を与えたとの事です。

さらに、これらの投資許可には、

- ・収入の 30%に対する法人税免税
 - ・初期投資の機械、資材への関税の免除、外国人従業員に対する滞在許可手続きの簡素化、
 - ・事業目的の土地の外国人の所有許可、外国送金手続き (出入共に) の手続きの簡素化
- 等も含めるよう要請することも可能との事です。

日本企業のタイへの投資分野としては、自動車関連製品、その組立工場などが有名ですが、それだけにとどまらず、電気製品、化学製品、牛乳や吸収剤などあらゆる分野に及びます。タイ政府は、最も大きな投資者である日本との関係強化を歓迎し、大阪、京都、神戸を含む日本の各地の商工会議所から人を招いて、タイの投資の動向について本年 1 月に説明会を催した様です。

タイの ASEAN でのプレゼンスの高さはもちろんですが、さらに、中国政府との間で、中国からタイを縦断してマレー半島に高速鉄道を通す計画をも立てているとのことで、これらのビジネスへの関心も高いものとなりましょう。

タイでの通常の投資形態としては、3名の株主と少なくとも取締役を一人おく責任制限会社を子会社として設立する事です。BOI から投資許可証を得ているか否かにかかわらず、そのような子会社は、日本の会社だけが、株主になることも出来ますし、タイの企業との合弁事業とすることも可能です。

次回にはもう一つの訪問事務所 Ciam City Law Offices Limited の Picharn 弁護士から資料をもらったタイの外国投資法とその改正案の動向、タイの会社役員の実務等を紹介したいと思います。

★Deacons Price Sanond Prabhas & Wynne

Jonathan J. Uchima 弁護士 www.deaconslaw.com

★Siam City Law Offices Limited (Chavalit Law Group)

Picharn Sukparangsee 弁護士 www.chavalitlaw.com

筆者：弁護士 苗村博子

(苗村法律事務所所長、1987 年弁護士登録)